

2018年10月12日

投資家各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

当社投資信託の約款変更について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり、約款変更を実施することになりましたので、お知らせいたします。
 なお、当社では、本約款変更が投信法に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと認識しており、実施にあたり、異議申立の手続きを行いません。

投資家各位におかれましては、変更内容をご確認いただきますとともに、引き続き、当社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1 対象ファンド

- 農中US債券オープン
- JA TOPIXオープン
- 農中日経225オープン
- JA日本株式ファンド
- JA日本債券ファンド
- JA海外株式ファンド
- JA海外債券ファンド
- JA資産設計ファンド（安定型／成長型／積極型）
- JA海外債券ファンド（隔月分配型）
- NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）
- NZAM J-REITインデックスファンド（毎月分配型）
- NZAM 上場投信 東証REIT指数
- NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials

2 変更内容および理由

公募投資信託に求められる投資制限に関する記載の追加

一般社団法人投資信託協会の協会規則「投資信託等の運用に関する規則」において公募の証券投資信託に求められている信用リスク集中回避のための投資制限（第 17 条の 2）について、対象ファンド約款の運用の基本方針に当該規定を追加する約款変更を行うとともに、所要の整備を行うものです。

なお、本約款変更は、対象ファンドの運用方針等に影響を与えるものではありません。

3 変更適用日

2018 年 11 月 1 日（木）付で、別紙の新旧対照表のとおり変更します。

4 目論見書への対応について

交付目論見書及び請求目論見書の記載内容について、本約款変更の内容の反映は、各ファンドの定例改訂時に行ってまいります。

目論見書の改訂スケジュールは、以下を予定しております。

- 2018 年 11 月 17 日 J A 日本株式ファンド
- 2018 年 12 月 19 日 J A 海外株式ファンド
- 2019 年 1 月 16 日 N Z A M 上場投信 東証 R E I T 指数
- 2019 年 1 月 17 日 J A 海外債券ファンド
- 2019 年 1 月 24 日 N Z A M J - R E I T インデックスファンド（毎月分配型）
- 2019 年 2 月 13 日 J A 海外債券ファンド（隔月分配型）
- 2019 年 2 月 16 日 J A 資産設計ファンド（安定型／成長型／積極型）
- 2019 年 2 月 26 日 J A T O P I X オープン
- 2019 年 4 月 11 日 N Z A M 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）
- 2019 年 4 月 16 日 農中 U S 債券オープン
- 2019 年 4 月 16 日 N Z A M 上場投信 T O P I X E x - F i n a n c i a l s
- 2019 年 4 月 18 日 J A 日本債券ファンド
- 2019 年 4 月 24 日 農中日経 2 2 5 オープン

5 本件にかかるご照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 企画部

お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

以上

追加型証券投資信託

「農中US債券オープン」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>(同一銘柄の株式への投資制限)</p> <p>第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(同一銘柄の株式への投資制限)</p> <p>第20条 委託者は、<u>取得時において</u>信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。</p>

追加型証券投資信託

「J A T O P I Xオープン」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

追加型証券投資信託

「農中日経 225 オープン」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑥ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

追加型証券投資信託

「J A 日本株式ファンド」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定め</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>④～⑤ (同左)</p> <p>⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑨～⑫ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

る一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 15 条 (略)

②～③ (略)

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤～⑥ (略)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に

(運用の指図範囲等)

第 15 条 (同左)

②～③ (同左)

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤～⑥ (同左)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 18 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信

属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (略)

託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (同左)

追加型証券投資信託

「J A 日本債券ファンド」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定め</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>④～⑤ (同左)</p> <p>⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑨～⑫ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 15 条 (略)

②～④ (略)

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥～⑦ (略)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券

(運用の指図範囲等)

第 15 条 (同左)

②～④ (同左)

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥～⑦ (同左)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 18 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および

の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (略)

新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (同左)

追加型証券投資信託

「J A海外株式ファンド」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定め</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以内とします。</p> <p>④～⑤ (同左)</p> <p>⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以内とします。</p> <p>⑨～⑫ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 15 条 (略)

②～③ (略)

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤～⑥ (略)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券

(運用の指図範囲等)

第 15 条 (同左)

②～③ (同左)

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤～⑥ (同左)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 18 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および

の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (略)

新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (同左)

追加型証券投資信託

「J A海外債券ファンド」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>(同一銘柄の株式への投資制限)</p> <p>第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑤～⑧ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(同一銘柄の株式への投資制限)</p> <p>第 18 条 委託者は、<u>取得時において</u>信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② (同左)</p>

追加型証券投資信託

「JA資産設計ファンド（安定型）」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑧～⑬ (略)</p> <p>⑭ 一般社団法人投資信託協会規則に定め</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑧～⑬ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 16 条 (略)

②～④ (略)

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥～⑦ (略)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券

(運用の指図範囲等)

第 16 条 (同左)

②～④ (同左)

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥～⑦ (同左)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および

の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (略)

新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (同左)

追加型証券投資信託

「J A資産設計ファンド（成長型）」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑧～⑬ (略)</p> <p>⑭ 一般社団法人投資信託協会規則に定め</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑧～⑬ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 16 条 (略)

②～④ (略)

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥～⑦ (略)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券

(運用の指図範囲等)

第 16 条 (同左)

②～④ (同左)

⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥～⑦ (同左)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および

の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (略)

新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (同左)

追加型証券投資信託

「JA資産設計ファンド（積極型）」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑧～⑬ (略)</p> <p>⑭ 一般社団法人投資信託協会規則に定め</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 20%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</p> <p>⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</p> <p>⑧～⑬ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 16 条 (略)

②～③ (略)

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤～⑥ (略)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券

(運用の指図範囲等)

第 16 条 (同左)

②～③ (同左)

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤～⑥ (同左)

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および

の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (略)

新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④ (同左)

追加型証券投資信託

「J A海外債券ファンド（隔月分配型）」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>(同一銘柄の株式への投資制限)</p> <p>第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、<u>取得時において</u>信託財産の純資産総額の 5%以内とします。</p> <p>⑤～⑧ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(同一銘柄の株式への投資制限)</p> <p>第 23 条 委託者は、<u>取得時において</u>信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② (同左)</p>

追加型証券投資信託

「NZAM 日本好配当株オープン（3ヵ月決算型）」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>(運用の指図範囲)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、<u>取得時において</u>、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、<u>取得時において</u>、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、<u>取得時において</u>、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑦～⑨ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(運用の指図範囲)</p> <p>第16条 (同左)</p> <p>②～③ (同左)</p>

<p>④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(同一銘柄の株式等への投資制限)</p> <p>第20条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>③ (略)</p>	<p>④ 委託者は、<u>取得時において</u>投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>⑤ (同左)</p> <p>(同一銘柄の株式等への投資制限)</p> <p>第20条 委託者は、<u>取得時において</u>投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 委託者は、<u>取得時において</u>投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>③ (同左)</p>
--	--

追加型証券投資信託

「NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

追加型証券投資信託

「NZAM 上場投信 東証 REIT 指数」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p><u>(信用リスク集中回避のための投資制限)</u> 第 23 条の 3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p><u>(新設)</u></p>

追加型証券投資信託

「NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p><u>(信用リスク集中回避のための投資制限)</u> 第 23 条の 3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p><u>(新設)</u></p>